

# 私の政策提言

## 「再び刑務所に行くために～帰囚介護者制度の確立～」

立命館慶祥高等学校 3年 平井 あかり

### 内容

第一章 はじめに .....	2
第二章 刑務所と出所者 .....	2
第一節 社会復帰にむけての活動 .....	2
第二節 出所後の帰住先 .....	3
第三節 受刑者の就職 .....	3
第三章 就職率をあげるために .....	4
第一節 受刑者の活用 .....	4
第二節 出所後の就職支援 .....	5
第四章 まとめ .....	6

## 第一章 はじめに

罪を犯すと罰が与えられ、罰を与えるために刑務所に入れられる。これは決まりとしてたくさんの人が認識している常識だろう。では、出所者がどのように生活しているか、どんな状況にあるのかは知っているだろうか。現在の日本の入所者のうち、再入所者の比率は 59.4%である<sup>i</sup>。つまり、刑務所にいる半数以上の受刑者が再犯罪者ということになる。

現在の日本では犯罪件数は減っている<sup>ii</sup>。検挙される初犯者が減ってきているため、犯罪件数は下がり、再犯者率は増加傾向となっている。しかし、逆に初犯者が犯罪をしにくい環境になっているにも関わらず、再犯者は罪を犯しているといえる。

出所者がまた入所しない、再犯をしないための方法を考察する。データより、再入所者のうち窃盗の罪による再入所者は前科罪名に関わらず高い割合を占めている<sup>iii</sup>。その理由として、出所者は生活するにあたって満足な収入を得られていない、職についていないために再犯にはしってしまうと考えられる。そのため、出所者の就職率をあげることで再犯を減らすことができるといえる。詳しくは以下の本論で述べていく。

本論文では、受刑者に対しての刑罰や扱いを緩めるのではなく、あくまで社会復帰に向けた方法を考察するものとする。

## 第二章 刑務所と出所者

### 第一節 社会復帰にむけての活動

受刑者が一番時間を割いているのは刑務作業で、これは法律により義務付けられている。刑務作業は大きく「生産作業」、「社会貢献作業」、「自営作業」、「職業訓練」の4つに分けられる<sup>iv</sup>。

これはただの懲罰とは違い、社会復帰に向けての活動という一面もある。「生産作業」では、作業の成果を東京で行われる「全国矯正展」という場で発表することで、一般社会に溶け込みながら、技術力が身につく<sup>v</sup>。他にも、「社会貢献作業」で社会との関わりを保つことができ、社会性の向上も期待されている<sup>vi</sup>。「自営作業」では、出所後の生活の基盤となる生活能力を身につけることができる。そして、「職業訓練」では、社会復帰のための資格が取得できるチャンスになるのだ。

しかし、生産作業は出所後の社会復帰にはあまり役に立っていない。内職的な傾向が強いからだ。例えば、ガラス細工やちりめん細工、革工芸品などの他にも、大阪刑務所にしか残っていない技法で作られる堺式手織段通というものもある<sup>vii</sup>。このように、生産作業には資格を取れるような作業はない。確かに、生産技術は上がるが、資格取得ができるのは、あくまで職業訓練だ。ただでさえ、「ムシヨ帰り」と差別を受けるのに、資格がないと就職口は見つからない<sup>viii</sup>。したがって、職業訓練を受けないと就職を決めるのは難しいといえる。

## 第二節 出所後の帰住先

先で述べたように、再入所者のうち、窃盗の罪によるものは高い割合を占めている。前科罪が覚せい剤取締法のものを除き、そのほかの前科罪（窃盗、詐欺、傷害、強制わいせつ、放火、殺人の罪）において、窃盗が再入罪である場合が多い<sup>ix</sup>。多くの出所者が窃盗の罪を犯す理由は、出所者の金銭面での厳しい状況が影響していると考えられる。

その原因の例として、出所時にもらえるお金が少なすぎることから、就職の前段階である帰住先の確保が難しい、という事例があげられる。刑務作業でもらえる金額は1ヶ月で平均 5000 円程度だ<sup>x</sup>。高齢者や障害者は月 500 円程度になることもある<sup>xi</sup>。この金額は、出所時にまとめて支払われる。出所時にもらう金額が 5 万円以下の場合が全体の 75% を占めている<sup>xii</sup>。そのため、出所後すぐに安定した生活を送るのは非常に困難である。更生保護施設を帰住先にすることも可能だが、すべての人たちが保護を受けられるわけではない。保護を受けられるとしても 6 ヶ月のみだ<sup>xiii</sup>。住む場所を確保できない人、身寄りがない人は路頭に迷うことになる。

保護を受けられなかった人の中には、アパートなどを借りる際の連帯保証人が見つからない人もいる。家族がいないことや、疎遠になっていることが多いからだ。友人たちとも疎遠になっていることが多い。刑務所では面会、手紙は基本的に親族のみとされているからだ<sup>xiv</sup>。高齢者の場合、家族がいないことが多いことから、保証人の確保は特に難しい。現在、入所受刑者中の高齢者の人員が増加している<sup>xv</sup>。先で述べた通り、高齢者の作業報酬は少ないことが多い。したがって、帰住先の確保も難しいといえる。

## 第三節 受刑者の就職

比較的態度が良好な受刑者とそうでない受刑者の就職支援には大きな偏りがある。出

所後、仮釈放者は約 30%が保護施設を帰住先とできているが、満期釈放者は約 4%で、差は歴然だ<sup>xvi</sup>。仮釈放者は、基本的に模範囚と呼ばれる受刑態度が良好で信用のおける受刑者だ<sup>xvii</sup>。つまり、多くは職業訓練を受けられた受刑者だ。

職業訓練は、すべての受刑者が受けられるわけではなく、模範囚から選ばれるのが一般的である。模範囚は職業訓練で資格を取り、出所後の社会復帰に役立てている。実際に、仮釈放者と満期釈放者の再入率には約 20%の差がある<sup>xviii</sup>。

模範囚は、初犯罪者の場合、社会復帰促進センターにいけることもある。社会復帰促進センターとは、一般の刑務所よりも高度な職業訓練がうけられる、優良な初犯罪者を集めた刑事施設だ<sup>xix</sup>。官民共同運営で、現在は 4 つの施設で事業が行われている。優良な初犯罪者を集めているので、当然仮釈放者が多い。

### 第三章 就職率をあげるために

#### 第一節 受刑者の活用

平成 27 年度の刑務所作業収入は約 40 億円となっていて、この金額はすべて国庫に帰属している<sup>xx</sup>。対して、年間で受刑者 1 人あたりにかかる費用は平均約 270 万円（人件費を含める）で、その元は税金だ<sup>xxi</sup>。以上から、確かな労働力と受刑者にかかるコストを踏まえて、より一層受刑者の労働力を活用すべきだと考えた。

刑務作業は一般企業からの依頼のもと成り立っている。刑務作業の利点はいくつかある。主な利点は、常時一定の労働力を保つことができること、経営費が節約できること、労務管理の心配がないことだ<sup>xxii</sup>。この多くの利点を利用している企業は約 2200 社にのぼる<sup>xxiii</sup>。

しかし、私は刑務作業をもっと活用し、作業報酬を増やすべきだと考える。先で述べた、「全国矯正展」では、受刑者が生産した商品が並べられる。その種類は、人形からトートバックまで、様々だ<sup>xxiv</sup>。私は、それらの商品を作る時間を廃止し、刑務作業の時間すべてを一般企業からの依頼にまわすべきだと考える。全国矯正展での、売れ残り額がなくなり、収入が増えるからだ。そうして増えた収入をもう少し作業報酬にあてると、受刑者の出所後にもらえる金額が増える。これが帰住先を確保する手助けになり、就職にもつながると考えた。

## 第二節 出所後の就職支援

先で述べた通り、仮釈放者と満期釈放者の再犯率の差は 20%にもものぼる。この差には、就職支援が関わっている。そこで、差を縮めるにあたって、就職支援体系を大幅に変えるのではなく、満期釈放者の出所後の就職率をあげることが有効だと考える。

近年では、「常習累犯窃盗罪（新たな犯行の 10 年以内で 3 回以上罪を犯し、6 ヶ月以上の懲役刑を受けた者に適用される）」の受刑者たちの存在が問題になっている<sup>xxv</sup>。罪を重ねて高齢になると、身寄りもなくなり、帰住先がなくなる。栃木刑務所には、高齢や障害を理由に、通常の作業が困難な受刑者がいて、高齢な受刑者がほかの受刑者に介助を受けるような光景も見られる<sup>xxvi</sup>。しかし、刑務所は介護施設ではなく、高齢な受刑者の介助を刑務官がするのは適していない。

そこで、職業訓練を受けられなく、就職が困難な満期釈放者を「帰囚介護者」（出所者が刑務所に戻って介護、就職活動をする人）として、就職支援の一貫で、安い賃金で高齢な受刑者や障害をもった受刑者の介護などに一定期間雇用できないかと考えた。そうすると、刑務所で働きながらホームヘルパーの資格を取り、社会復帰に役立てることもできる。

そのため、窃盗で捕まる再犯者が減る。先で述べたように、出所時にもらえる作業報酬を増やすことで、帰住先の確保が容易になると考えられる。さらに、帰住先を確保して、帰囚介護者制度で一定の収入を得られるようになってからは、帰囚介護者に資格取得を呼びかける。こうして、帰住先の確保は帰囚介護者となった後の就職活動、資格入手に影響し、満期釈放者の全体的な生活水準は上がるからだ。生活水準があがると、窃盗をしなくても必要なものが手に入るようになり、窃盗の犯罪が減る。したがって、満期釈放者の再犯率も下がることが考えられるのだ。

また、こういった取り組みが更生にもつながることも期待できる。実際に、高齢の受刑者を介護することを生きがいとしている受刑者や、刑務所内での介護経験、ホームヘルパー科の職業訓練を活かして、出所後にはホームヘルパーとして働く受刑者もいる<sup>xxvii</sup>。他にも、介護は、人とコミュニケーションをとるため、受刑中は刑務所という閉鎖的な空間で過ごしてきた受刑者が社会に溶け込むきっかけになることも考えられる。

刑務所が帰囚介護者であふれることはない。安い賃金で雇用すると、雇用された帰囚介護者は準備ができ次第ほかの職場にうつっていくことが予想されるからだ。また、一定期間の雇用とするので、帰囚介護者の調整ができる。犯罪件数が減っている今、そもそも

刑務所が帰囚介護者であふれることも少ないと考えられる。

## 第四章 まとめ

私は、このように就職の支援をすることで再犯は防げると考えた。まずは、帰住先を確保できるようにし、就職へのステップを作ることが必要である。そのために、受刑者の刑務作業を企業からの依頼にしぼり、作業収入を増やす。そして、出所時にもらえる作業報酬を引き上げ、帰住先を確保しやすいようにすることが効果的だと考える。また、就職が困難な満期釈放者には、「帰囚介護者」として、社会復帰の場をしっかりと与えるべきである。

---

<sup>i</sup> 法務省「平成 28 年版 犯罪白書 第 5 編/第 1 章/第 3 節/1」

[http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63\\_2\\_5\\_1\\_3\\_1.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_5_1_3_1.html) (2017. 6. 22 閲覧)

<sup>ii</sup> 法務省「平成 28 年版 犯罪白書 第 5 編/第 1 章/第 3 節/1」

[http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63\\_2\\_5\\_1\\_3\\_1.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_5_1_3_1.html) (2017. 7. 29 閲覧)

<sup>iii</sup> 法務省「平成 28 年版 犯罪白書 第 5 編/第 1 章/第 3 節/2」

[http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63\\_2\\_5\\_1\\_3\\_2.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_5_1_3_2.html) (2017. 6. 22 閲覧)

<sup>iv</sup> 外山ひとみ (2013)『女子刑務所 知られざる世界』中央公論新社

<sup>v</sup> 外山ひとみ (2013)『女子刑務所 知られざる世界』中央公論新社

<sup>vi</sup> 法務省「平成 28 年版 犯罪白書 第 2 編/第 5 章/第 2 節/2」

[http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63\\_2\\_2\\_5\\_2\\_2.html#n2\\_2\\_5\\_2\\_2\\_4](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_2_5_2_2.html#n2_2_5_2_2_4)

(2017. 8. 3 閲覧)

<sup>vii</sup> 外山ひとみ (2013)『女子刑務所 知られざる世界』中央公論新社

<sup>viii</sup> 佐藤友之 (2002)『ニッポン監獄事情 塀の向こうの閉じられた世界』平凡社

<sup>ix</sup> 法務省「平成 28 年版 犯罪白書 第 5 編/第 1 章/第 3 節/2」

[http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63\\_2\\_5\\_1\\_3\\_2.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_5_1_3_2.html) (2017. 7. 10 閲覧)

<sup>x</sup> 法務省「法務省：刑務作業」

[http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei\\_kyousei10.html](http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_kyousei10.html) (2017. 8. 3 閲覧)

<sup>xi</sup> 外山ひとみ (2013)『女子刑務所 知られざる世界』中央公論新社

<sup>xii</sup> 外山ひとみ (2013)『女子刑務所 知られざる世界』中央公論新社

- 
- xiii 福島瑞穂 (2003) 『福原みずほの刑務所の話』 現代人文社
- xiv 福島瑞穂 (2003) 『福原みずほの刑務所の話』 現代人文社
- xv 外山ひとみ (2013) 『女子刑務所 知られざる世界』 中央公論新社
- xvi 法務省「平成 28 年版 犯罪白書 第 2 編/第 4 章/第 1 節/4」  
[http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63\\_2\\_2\\_4\\_1\\_4.html](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_2_4_1_4.html) (2017. 8. 10 閲覧)
- xvii 電子版広辞苑 (2017. 8. 24 閲覧)
- xviii 法務省「平成 28 年版 犯罪白書 第 5 編/第 1 章/第 3 節/2」  
[http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63\\_2\\_5\\_1\\_3\\_2.html#h5-1-3-07](http://hakusyol.moj.go.jp/jp/63/nfm/n63_2_5_1_3_2.html#h5-1-3-07) (2017. 8. 10 閲覧)
- xix 外山ひとみ (2013) 『女子刑務所 知られざる世界』 中央公論新社
- xx 法務省「法務省：刑務作業」  
[http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei\\_kyousei10.html](http://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_kyousei10.html) (2017. 8. 3 閲覧)
- xxi 外山ひとみ (2013) 『女子刑務所 知られざる世界』 中央公論新社
- xxii 法務省「法務省：刑務作業について」  
<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KEIMUSAGYO/sagyo/aboutKeimusagyo.html> (2017. 8. 3 閲覧)
- xxiii 法務省「法務省：刑務作業について」  
<http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/KEIMUSAGYO/sagyo/aboutKeimusagyo.html> (2017. 8. 3 閲覧)
- xxiv 外山ひとみ (2013) 『女子刑務所 知られざる世界』 中央公論新社
- xxv 外山ひとみ (2013) 『女子刑務所 知られざる世界』 中央公論新社
- xxvi 外山ひとみ (2013) 『女子刑務所 知られざる世界』 中央公論新社
- xxvii 外山ひとみ (2013) 『女子刑務所 知られざる世界』 中央公論新社